

一、爰に大和国添下郡筒井順政・同順興・同順慶といふ者興福寺衆徒之家也、然れば從<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>往<sub>レ</sub>昔<sub>レ</sub>筒井に居城す、知行六万石余收領す、就中応仁年中より天正之初頃まで国侍たかひに自立志有て迷戦国と也、地廻合戦止時なし、彼筒井順慶弓矢強く一党等広人故、<sup>(大カ)</sup>太半国侍を討随へ居城す、信長公上方御手に被<sub>レ</sub>入之刻、明智日向守光秀を頼<sub>ミ</sub>順慶ハ信長公へ出仕す、松永弾正少弼久秀を倒し国中を随へ大和之旗首と成、順慶と松永との事ハ左に記す、其後天正十年壬午六月に明智光秀逆心之刻、光秀より筒井へ使者を遣ス、信長公に怨<sub>ミ</sub>依<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、本能寺へ押寄御腹をめさせ、夫より二条の屋鋪へ取詰、信忠公にも御自害をすゝめまいらせたり、某事数年の旧友此時に候、味方ニ被頼候者可為本望候、恩知者大和国・紀伊国・和泉国右三ヶ国可進之由被申越候、順慶ハ家臣を集、評義まち／＼の所に家臣面々申所ハ、明智味方尤可然、先々松倉右近申者先出馬有<sub>レ</sub>之旨御返答被成、扱八幡山迄御出馬、彼地要害よき所に候条、暫ク御在陣候て様子見合可然、定て秀吉卿ハ中国を引払被<sub>レ</sub>討<sub>レ</sub>登<sub>レ</sub>明智退治可成、時分を見合て秀吉へ内通し、逆徒之裏切可然と諫申に付て順慶出馬極りけり、其趣を諸へ相触らるゝ、一万余の人数にて八幡山に在陣之所に、如<sub>レ</sub>案秀吉公中国を喫ひに被成、引払て尼崎に到り給ふ所に、順慶よりも森縫殿之助を使者に遣す、意趣ハ御味方として著陣仕り候、則裏切可仕之由申上候、秀吉公可然旨御満足に思召候、弥

御頼候由返答、既に於<sub>二</sub>山崎表<sub>一</sub>合戦之砌、秀吉公の先手ハ高山  
右近・中川瀬兵衛、明智か先手を突崩候節、順慶も八幡山

より人数を押下し、淀川之辺にて敗軍之敵を五六百人討

取て首を秀吉公へ捧く、秀吉公も順慶義<sub>儀</sub>ハ勝負を見合

申候と思召候、其砌之事御祝着被為成候由にて、信長公の時に

不<sub>二</sub>相<sub>一</sub>更<sub>カハラ</sub>大和之大将たるへきの旨被仰付て、此時より秀吉公

に隨身して方々軍事被相務候、其後程なく死去、順慶之養

息筒井四郎と申候、不<sub>二</sub>相<sub>一</sub>更<sub>二</sub>大和之大将<sub>一</sub>に被仰付、秀吉公天下

御一統之時天正十三乙酉年、筒井四郎へ伊賀国を給り、則

伊賀守定次に被<sub>レ</sub>任候、扱大和へハ秀吉公之御舎弟<sub>大和</sub>を大納言

美濃守秀長、紀伊・和泉・大和三ヶ国を被<sub>レ</sub>遣、秀吉公御差図

にて筒井の城を割、郡山に新城を築き、縄張も秀吉公

御差図、今に到如<sub>レ</sub>斯也、尤国侍等秀長之家来に罷成候、

秀長天正十九年辛卯正月廿二日に薨去、子息秀俊を中

納言に被仰付、三ヶ国無<sub>二</sub>相<sub>一</sub>違<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>遣、無<sub>レ</sub>程文禄三甲午年、秀俊

不慮に頓死にて失給へり、秀俊ハ<sub>秀次の弟にて秀長死法之後</sub>  
継子に被<sub>レ</sub>仰付とも沙汰あり

一説には吉野十津川之湯一見之砌、川淵之岸高上より

下を見下して、側に居申小性に此淵へ飛かと御申候得者、

彼小性其儘秀俊を懐<sub>ママ</sub>くんで淵へ飛込、秀俊小姓ともに相果

けり、御子息無之ゆへ跡たえ、国侍何も本知にはなれ流人と

そなる、其内大将分を箸尾・布施・十市と云、これ等に本知

少しつゝ被下、郡山之城へハ増田右衛門尉長盛に弐十万石被

遣之、右三ヶ国の代官を被仰付、郡山城に外曲輪なし、大閣<sub>閣</sub>

秀吉公へ相達し右衛門尉長盛制之、大閣<sub>閣</sub>御逝去以後、慶長五

庚子年九月に關ヶ原石田治部少輔三成逆心之砌、右衛門尉西  
国方之衆(ママ)関下原為「後詰」江州水口迄出陣仕候所に、西国方敗軍  
ゆへ彼所に扣へ罷有候所に、権現様御打果し可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊との御  
上意の所、色々御侘言申あけられ、法体に成、高野山江登る  
右衛門尉大坂陣之砌、郡山之城ハ大事之所とて、自分之馬上の  
もの千騎はかり有之内、七百騎郡山に残し家臣分大形残り、  
関下原(ママ)へハ馬上三百騎つれ出陣たり、人数多く持候ハ御代官  
仕りたる故也、扨郡山留守、右衛門尉ハ水口より高野山へ登山  
共、又ハ腹切申さるゝともいへり、或ハ御打果とも遠流とも種々  
沙汰有之

一、郡山へも関東より御人数押寄候との事、大和国中之百姓

とも古への国侍之流人とも居申候を大将に致し、一揆を發シ

郡山へ押込、町口端々放火し或ハ乱取を致す、留守居之家臣

ともに忘却せり、既に調かね思案半に見へけり、其前より渡辺

勘兵衛浪人にて大関(関)の昵近を望ミ居たるを右衛門尉聞及、時

節を見合被召出候様に才覚すへしとて、客人分に合力米壺

万俵与へて、三之丸郭内に罷有候故、仕置等には不<sub>レ</sub>構、されとも

勘兵衛家臣ともへ申けるハ、ケ様に彼是と取乱し以之外なる儀、

急度御分別尤二候とあれば、返答に、ケ様に家中乱れ治りかね候

得者郷中之事可仕様無之、旨于時勘兵衛申けるハ、何も御支配

難儀候ハ、某儀を者頭に被仰付与差図いたし鎮めみ候ハんと

あれば、家臣一等に同心す、定て寄手もやかて可参之間、籠城

之究め可然、各諸子の妻子(士カ)を人質に出し候へとあれば、皆々

人質を取堅め平丸(本カ)に入置、扨人数式三百宛用意いたし在々へ

押寄て一揆之頭々の者とも召取、或ハ人質を取、又ハ首を切、郡山

之内柳本五町目口と申所に獄門にかけ候、是にて先ハ国中

大かた鎮りたり、扱籠城之評議持口之手分を定る、各申所

菟角外曲輪を掃捨、二三ノ郭にて可抱之旨申候得とも、

勘兵衛不承引、外曲輪を一持(時カ)相抱様子見合、其上にて内

曲輪へ籠り可然之由評議一決之所に、郡山への寄手にハ

筒井伊賀守定次・藤堂和泉守高虎其外二三頭被仰付、此

衆も郡山より五里北山城之国玉水と申所まで被参、彼地

に扣へ郡山へ使者を以て城を可相渡之旨に候所、勘兵衛其外

家臣とも返答ハ、右衛門佐事今度之儀御赦免にて直に高野へ

登山仕候とは被仰聞候へとも、右衛門佐方より留守居之諸侍大

将分へ菟角之事も不申越之間、無左右相渡事なく候、

先卒爾に領内へ御押入候ハ、一戦に可及と申遣す、弥持口

を堅め可相守之由にて家老とも之内へ反忠致、城を相渡

し可然之旨被申越候処に、返答も不仕使者を追返し、重て

ケ様之事被仰越候ハ、使者をも可打捨之由返答申候、大和ハ

元来筒井之親ミの国(故カ)殿に、以二計策一又地下人を発させ、或夜

郡山へ押入、乱取・放火など可仕旨を勘兵衛早速聞付、人数二

三百人にて罷出、郷人四五十人も討取、或ハ搦とり、皆々首

を切、獄門に掛候、其後ハ弥堅固に持かため候故、寄手勢も無二

左右一押掛被申事も不成して、其段を右衛門佐(尉)へ被申遣候得ハ、

右衛門佐(尉)より高田小左衛門と云者郡山へ被遣越、城無相違可二相

渡一、是迄の仕形祝着之旨勘兵衛方迄之自筆の墨付越被

申付て、扱可相渡評議相究、寄手へ以使城可相渡候得ハ、諸道

具・金銀等多く御座候間、城御請取之砌ハ番所に御置人数諸

道具・金銀等受取申、役人はかり城へ御入候而、其上にて以帳面

道具・金銀等を改め相渡し、扱城をも相渡可申候、尤此方にも

役人計残し置、外之人数ハ皆々城外へ払出し候ハんよし断申

入候得者、寄手衆も尤に候条左様に可申付旨御返答、右之

約束故、郡山の諸侍ハ大安寺と申所昔之伽藍へ出し置候、

此所ハ郡山より廿町はかり丑寅の方にて、彼方へ諸侍士相

待、城無相違相渡し、家老とも何も不残罷出候迄ハ何方へも引

払間敷候間、勘兵衛堅申付則出し置候、就中勘兵衛軍法を

以て自分之屋敷に鎧武者百計、其外足輕式百計も棒を

もたせ伏置候、扱寄手衆町江(口カ)に御扣番所諸道具請取之人

数御越、然所に門々の鎰を渡候得者蔵を開、雑人等多く

本丸へ押込、諸道具・金銀等乱取逃仕候、其体を勘兵衛、みすて

不成沙汰の限と申、彼屋舗に隱置候伏兵を出し、門々の鎰を

押へ取て追出し門を打、寄手之大将へ使者を遣す、扱御

約束にたがひ如此候、此上ハ城相渡申事ハ不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>覚悟<sub>一</sub>と申、

右大安寺へ退け置候人数呼返し、既に可打果体を、藤堂氏

和泉守高虎扱を被<sub>レ</sub>入、右之体たらく少も大将分不存事

に候、菟角其方より望の様に可請取之間、相渡候様にと

被申遣候へハ、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>合点<sub>一</sub>早取掛ケ申体故、色々再三之

嘯にて、其間に南都興福寺之大乗院殿御出被成御嘯

にて、左候ハ、右之約束之通無相違様に被仰付御請取

可有之由にて、作法能諸道具・金銀以帳面改受取渡し

相済、扱城を御請取候、其時勘兵衛始終者頭に成、一人之

軍法にて首尾能儀、和泉守殿被感、則知行十分一の約束に

て被抱候、折節石田治部少輔三成逆意付て、七月晦日伏見之

御城を西国方より責落焼失仕候に付て、郡山之城を御割

候得て伏見へ引ケ、然れとも町屋ハ其儘御置候、此時大和ハ大

方御代官付に成候、其以後ハ大坂御陣前に筒井子孫之儀

家康公御尋被成候処、順慶甥に筒井主殿と申仁浪人に

て和州之在郷に被居候を被召出、知行壱万石拝領并与力

三十六騎御附、郡山の古城を御預被成候、元和元年乙卯<sup>四五</sup>

月大坂合戦之前に、大坂より焼払と大和路へ打出、大将ハ天野<sup>大</sup>

主馬、与力には箸尾勘兵衛・布施左京・万歳・細井戸・狭川

左介・高井薩摩等也、此者とも浪人にて和州之在々に居

申を、大坂より大野主馬呼入て一戦の者頭に被申付候、扨

彼者とも譜代之者ともを為催、籠城仕主馬介之組に成し、

幸大和地之案内者故、其外主馬介手前之人数も少々相加へ、二

千騎はかり大坂より夜越に闇晴越と申險難を越、其道

筋郡山まで七里を着陣する、先手初にハ郡山を放火可致

とて、木之嶋にて手分を仕て二手に備へ九条口・奈良口

より押込、町口にて先鉄炮を打、時之声を揚、火之手を

上る、彼城には筒井主殿時之声に驚き、とるものも不取敢

郡山城東口を柳の門と云より高田と云所へ出、東山中福住

と申所へ落被申候、城に残り防くものも無之、町屋とも能屋

舗とも多くこれあるを放火して町人とも差出ケ間敷を少々

打捕、扨南都を放火すへきの所に、両御所様京伏見に御着陣

被遊、若大坂より大和筋へ打出放火仕候事あやしく思召して、

水野日向守殿・堀丹波守殿(後)兩人早速南都まで参り可申との上意にて、則着陣の旨風聞候付て南都へ之働不罷成、直に

郡山之南口五町目と申所へ打出、それより四里南の當麻(ママ)今井村と申大村有<sub>レ</sub>之、彼所を放火すへしと彼方の道筋在々放

火致し参候、今井と申ハ元来兵部と申一向坊主取たての所故、兵部之一族檀那共を催し今井之西口に打出て鉄炮を打

かけしかは、乱に押入事不成して、それより乾隅の方法隆寺表を通り関屋越に引とる道筋に百濟村と申方をも放火

し、扱また高取の城には本多因幡守殿三万弍千石にて領知在城にて候、又宇知郡二見と申所には松倉豊後守殿壹万石

にて居す、大坂より大和焼働に打出候由被聞付、早速馬上のもの六十騎余にて三里打出、五所(御)之西三本松と申所にて具足櫃

に腰をかけ兵糧をつかひ申され候、其間に高取・五所(御)へ使者を以

被申入候ハ、大坂より焼働に罷出候由承り打留むへくと存、是迄押出候、各にも御出候て可然之旨とあれとも、兩人衆ハ、尤大坂より

打出候人数大軍にて方々を放火し高取・五所(御)へも押寄申へきのよし聞及候故出不申候と返答あれは、豊後守殿以ての外

腹立にて、我等より知行高にて人数も多く可有之に不出候事、豊後守に打死致させて詰りハ出家に可成哉と被申候、後

詰無之とても早速掛向ひ討留むへきと馬之足をはやめ急候所に、早関屋之方へ引取之由被聞候而、直に片岡へ掛り関屋へ

出合可被申覚悟にて一騎掛りに急かれ候得とも、(程カ)□を経申故大坂人数ハ国分へ引取申候、然とも国分境まで追かけ

草臥候者ともを三四人も討取、生捕も一兩人いたし、伏見へ

差出候得者、兩御所御意大坂之一首にて御感悦に被思召候、  
豊後守在所二見より八道法国分へ八里計も可有之、其節  
八大和へ押向申人数三万計とも五万はかりとも風聞申候、大和  
国中之者とも皆々東之山中へ落散申候、扱大坂御帰陣以  
後、島原へ六万石余にて被遣之候後病死仕候、松倉長門守二  
無相違被仰付候事、筒井主殿儀伏見へ可参と山城之国之辺  
まで被越候処に、世間の人々申ハ、主殿ハ一戦に不及郭を退由  
風聞、依之道中より南都へ帰り興福寺之妙喜院にて切  
腹被致候よし申伝る也

一、大坂落城之以後、兎角郡山に城無之候得ハ、如何と被思召候  
て重て上意にて伏見の城を割、郡山へ御引被成候、水野  
日向守に六万石被下、六年居城あり、城普請も大形日向守首  
尾被仕候、日向守殿所替被 仰付、其跡へ松平下総守殿に十二万石  
被下被差遣之、扱寛永三丙寅年 大樹公御上洛之刻、南都へ御  
参詣可被遊由也、しかれは郡山に御一宿可被遊由にて、本丸御殿等  
公儀より御作事并南都東大寺九折山の麓に御茶屋を建  
候得とも御参詣無之、下総守殿二十年居城、寛永十六年己卯  
に播州姫路へ所替被 仰付、其一両年前 公儀へ御願、領知之  
内より三万石延高に成十五万石都合す、其後本多内記殿并  
中務大輔殿・松平日向守殿・本多下野守殿在城也